

# PCB廃棄物に関する鳥取県の取組

## 鳥取県循環型社会推進課

1

### PCB廃棄物に関する県内の概況

#### PCB廃棄物の保管等の状況 (H23.3末)

- ・保管事業場数:330事業場
- ・保管数量:トランス・コンデンサ:約8千台、PCB油・PCB汚染物(安定器、小型電気機器、汚泥等)約1万4千台+約72t、微量PCB汚染廃電気機器等473台

#### 処理状況

区分	処理先	処理状況(H23.3末現在)
高濃度PCB廃棄物	JESCO北九州事業所	コンデンサ114台、安定器2,080台
微量PCB汚染廃電気機器等	無害化処理認定施設 等	実績なし
柱上トランス等	中国電力(株)(広島県)	計画的な撤去・交換が行われており、残り5千台

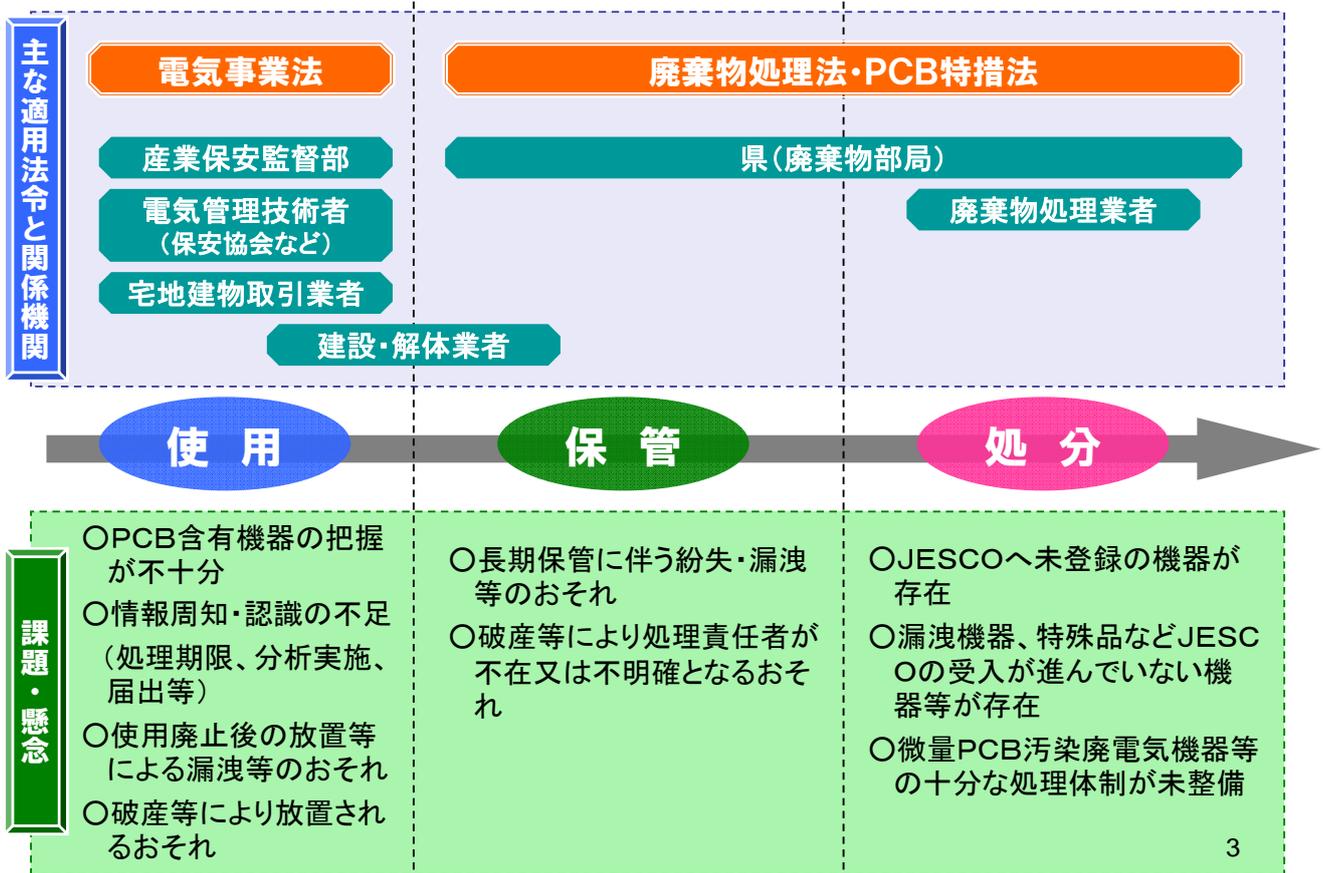
#### 【参考】県(廃棄物部局)の体制

- ・3つの地方機関(総合事務所)が東部、中部及び西部地区を管轄。
- ・PCB特措法や廃掃法に基づく許可、届出、立入検査、報告徴収、命令等の権限を有する



2

# PCB機器に関する主な適用法令と課題等



## 県の取組状況【保管中機器】

### ①毎年、全ての保管事業者へ通知

- ・PCB特措法に基づく届出の徹底(前年度の届出書を添付し、届出漏れを防止)
- ・JESCOへの機器登録、処理委託手続等について周知
- ・微量PCB汚染廃電気機器等の処理施設について情報提供

### ②立入検査による適正保管の確認

- ・監視要領(内規)により、年1回の立入検査をルール化。その他必要に応じて立入実施。
- ・保管基準への適合状況、届出機器との整合等を確認。
- ・JESCOへの機器登録状況等を確認・指導。

### ③JESCOへの円滑な処理委託を支援

- ・JESCOへ搬入予定の保管事業者を対象とした説明会でPCB廃棄物の適正管理や委託手続等を説明

## 県の取組状況【使用中機器】

### ①中国四国産業保安監督部との連携

○電気関係報告規則に基づく届出情報の提供を受け(3ヶ月に1回)、PCB機器の使用を廃止した事業場を把握し、PCB特措法の届出等を指導

### ②電気保安関係団体等との連携

○各種団体が開催する研修会等でPCB機器の適正な取扱いについて情報提供

- ・日本電気技術者協会:電気主任技術者技術研修会(毎年)
- ・中国電気保安協会:協会に保安管理委託している事業所担当者を対象とした研修会(H22)
- ・中国電気管理技術者協会:会員業者を対象とした研修会(H21)

○保安協会は、各事業所に対して分析実施の奨励、廃止時の保管届出の教示等を実施

### ③宅地建物取引業者への周知

○業界研修会で、不動産取引時におけるPCB機器の適正な取扱いについて周知(H23)

### ④その他の団体等への周知

○電気工事業者、建設業者、廃棄物処理業者へPCB廃棄物の適正な取扱いを周知

### ⑤PCB機器の設置状況の調査

○空き工場、休廃止採石場、廃止鉱山等におけるPCB機器の設置状況等を調査

5

## 保管事業場への立入検査について

### 指導状況

#### ○継続保管している事業場

・年1回の立入検査により毎年保管状況を確認しており、不適正保管の事例はほぼなし。

#### ○新たに保管することとなる事業場

・個別に具体的な保管方法や処理までの流れ等を特に丁寧に説明するとともに、保管状況を現地確認。併せて、PCB特措法に基づく保管届出を指導。  
・説明には、環境省作成のパンフレット、処理までのフロー図等を使用。

### 対応に苦慮する事例

#### ○破産等により廃業している場合(特に元役員が高齢な場合)

・保管場所の確保が困難  
・特別管理産業廃棄物管理責任者の設置(講習会の受講)が困難  
・処理費用の捻出が困難  
・微量PCB汚染廃電気機器の場合処理先がないため、元役員の死亡による放置が懸念

#### ○漏れやにじみが見られる場合

・補修実績のある収集運搬業者を紹介

6

## 不適正処理事案①

### 砕石場に保管されていたPCB廃棄物が河川に流出した事例 (H18年2月)

- 砕石場の崩落により、高濃度PCB廃棄物を保管していた小屋ごと河川に流出
- 約1.5km下流には水道水源(浅井戸)があり、影響が懸念された
- ⇒○県が緊急的に河川底質の除去等を行い、河川法に基づき原因者負担金支払を命令
  - ・バキュームでの吸引→凝集沈殿により汚泥分離→汚泥は砕石業者が保管
- 河川、海域、水道水源の水質・底質の分析により汚染状況を調査
- ⇒県採石条例を改正し、採石場内におけるPCB廃棄物の保管を禁止



## 不適正処理事案②

### 廃止砕石場のプラント解体の際にトランス等が放置された事例 (H22年4月)

- 廃止された砕石場が転売され、購入者が砕石プラント、電気設備等を解体した際にコンデンサ等16台(うち2台が高濃度PCB廃棄物)が放置され、PCBが漏洩。
- 場内の土壌からPCBが検出され、流出防止措置、撤去・保管を指導。(場内ため池、河川水等からはPCBは検出されず、場外への流出はなし)
- 当該機器は電気関係報告規則に基づく使用廃止届出がされていたが、PCB特別措置法に基づく保管届出が未提出
- ⇒中国四国産業保安監督部から届出情報を入手し、保管届出のない使用廃止事業場を調査(⇒従来から年1回提供を受けていたが、以後、3ヶ月に1回に頻度をあげた)
- ⇒併せて、県内の休廃止採石場を一斉調査



## 不適正処理事案③

### 放置された廃止鉱山からPCB含有トランス等が見つかった事例(H23年10月)

- 山林内に放置された閉鎖鉱山においてコンデンサ等17台が発見された。(うち1台は高濃度PCB含有機器であったが、届出がなく行政が未把握の機器)
- 水質及び土壌の検査を実施し、周辺土壌以外にはPCBが拡散していないことを確認  
⇒コンデンサなどの放置の可能性がある廃止鉱山、空き工場を一斉調査中



放置されたトランス



放置されたプラント



放置された遮断器

9

## 要望事項

### ①微量PCB含有の可能性のある機器への対応

- ・電路から取り外したまま放置されたり、分析実施の指導に従わない場合の対応に苦慮  
⇒使用を廃止した機器のPCB分析について、法的な義務付けが必要

### ②使用中機器の把握・処理促進

- ・破壊しないと分析できないコンデンサなど、PCB含有が不明な状態の使用中機器が多数存在。分析に対する補助のみでは促進が困難。  
⇒使用中の機器の計画的な廃棄について、法的な義務付けが必要

### ③使用廃止機器の情報共有

- ・電気関係報告規則に基づく使用廃止届出情報の共有が不十分(現状:提供を希望する都度、県から産業保安監督部に文書で依頼)  
⇒廃止届出の都度、産業保安監督部から県に情報提供される制度が必要

### ④破産案件等への対応

- ・競売により所有権が移転したり、法人が解散済みなど、処理義務者が不明確となるケースでは、地方公共団体がPCB廃棄物を保管・処理せざるを得ない場合も存在。  
⇒地方公共団体が保管を余儀なくされたPCB廃棄物の処理等への財政支援が必要。

### ⑤適正処理体制の早期整備

- ・長期間の保管に伴う紛失・漏洩等が懸念。  
⇒JESCOでの処理促進、微量PCB汚染廃電気機器等の十分な処理体制の早期整備が必要。

10